

「地方分権のあり方と今後の地域政策に関する調査」報告書

[ 要 旨 ]

1.本研究に先立ち 2000 年度から、北海道大学高度法政教育研究センター及び日本政策投資銀行地域政策研究センターの共同研究を実施してきており、2000 年度においては、金融制度改革や地方分権が進む中での地域経営のあり方、地域政策の展開方向などについて基本的な検討を行った(「地域の自立に向けた政策金融のあり方調査」)。同調査では、「国主導による結果平等の国土開発型から、地域の創意工夫が活かされる地域経営型の地域政策への転換が必要」とした上で、「地域資源の活用と地域の総合的連携を形成するための公民連携の推進」「現実を評価し形成するための理念の明確化と共有」などが重要との方向を提起した。

翌 2001 年度においては、自立を目指す地域経営やこれを支える地域政策に大きな影響を及ぼすと考えられる「グローバル化」に焦点を当て、グローバル化に対応した地域経営、地域政策のあり方について検討を行った(「グローバル化と今後の地域政策のあり方調査」)。同調査では、「グローバル化に翻弄されず、地域の資源を強固かつ多様に形成していく「一国多制度」の発想が重要」とした上で、「効率化のみならず質的改善に基礎をおいた公共サービスの見直し」「行政活動の相対化と多面的な監視・評価システム確立によるガバメント・ガバナンスの構築」などが重要との方向を提起した。

2.本研究は、上記結果を踏まえ 2002 年度に実施したもので、地方分権を推進するとともに公共サービスを再編成するために不可欠な、地方公共団体のガバナンスのあり方に焦点を当てて、検討を行った(「地方分権のあり方と今後の地域政策に関する調査」)。同研究は、引き続き北海道大学高度法政教育研究センター及び日本政策投資銀行地域政策研究センターの共同研究として実施し、実務家による研究会を設置するとともに、知事、市長とのシンポジウム、関係者との意見交換などを通じて検討を進めた。

3.研究会報告では、環境変化に対応した計画の役割、意志決定及び評価の位置づけ、人材マネジメントのあり方などについて検討を行い、主に以下のような方向を提起した。

(環境変化に対応した計画の役割)

地方公共団体において、実践的座標軸となりかつ有効性の高い戦略的計画を策定するためには、地域が直面する機会と脅威を自ら認識する「環境予測」が重要になるとともに、不測事態の認識、行動開始時期の判断、対応策というステップからなる「不測事態対応計画(contingency plan)の策定」という視点が必要となる。

(意志決定及びガバナンス)

右肩上がり成長の時代が終焉し、従来の縦型ネットワークが限界に達しているなか、その意志決定に当たっては、行政、議会、企業、住民などの異なる視点や異なる資源を融合させる、問題抽出型の横型ネットワークの形成が重要となる。

一方、意志決定から意図したとおりの成果を生み出すためには、ガバナンスを有効に機能させることが不可欠であり、「資源配分に関する責任」と「配分された資源の効率的執行」に関する責任を区分し、階層毎の責任と役割を明確にしていくことが重要となる。その際、行政組織に内在する X 非効率(組織内で十分ないし適切に利用されない資源によって生じる非効率)や既得権益構造を克服してい

くためには、「期間限定の身分制」「二重の供給システム」の導入などを図っていくとともに、公会計や時間・工程管理の改革を前提とした政策評価制度の改革（経済学的政策評価思考と行政学的政策評価思考の融合）徹底した情報開示によるガバナンスの形成などが求められる。

（人材マネジメントのあり方）

従来のはルールドライブ型の人材マネジメントを、ミッションドライブ型に転換していくことが求められており、戦略目標の共有、その実現に向けたコンピテンシーの要素抽出などの取り組みが重要となっている。

4.本研究の一環として、増田寛也岩手県知事、中田宏横浜市長、橋本大二郎高知県知事を招聘し自治体改革、ガバナンス問題を中心にシンポジウムを開催した。

増田知事からは、「景気対策で歪められた公共事業のやり方を変えるために、すべて点数をつけて公表する公共事業評価制度を創設」「公共事業の効率化にローカルスタンダードの考え方が有効」「少子高齢化時代を迎えていることを真剣に考えていくことが必要」「共同の事務所開設といった具体的な積み重ねが、道州制などの制度改革の第一歩」などとの提起がなされた。

中田市長からは、「今の時代を非「成長・拡大」の時代と基本認識すべき」「目指すべき社会は市民も企業も自己実現できる社会」「市政のかじ取りの第一歩は情報公開」「市民にもNPOにも公共サービスの担い手として参画してもらう仕組みづくりが重要」などとの提起がなされた。

橋本知事からは、「新しい時代の変化に十分対応していくためには、是々非々で議会とは一定の距離感を持って議論を進めるべき」「機関委任事務がなくなっても、許認可の元となる法律には手が加えられておらず、地方独自の裁量権はほとんどないまま」「職員の意識改革のためには、行政経営品質の向上システムやコンピテンシー型の能力開発研修といった発想が重要」などとの提起がなされた。